

① 件名
子どもの居場所づくり（地域子ども食堂・移動型プレーパーク）支援事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 核家族化や共働き家庭の増加に伴い、「孤食」・「孤立」となってしまう子どもたちへの安心できる地域の居場所づくりや子育て支援を目的とし、東日本大震災以降、地域団体やNPO団体により「地域子ども食堂」、「プレーパーク」の取組が実施されてきた。 これらの取組は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、高齢者をはじめ地域住民の交流拠点として機能しており、地域で子どもを見守る地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されている。</p> <p>【目的】 地域団体やNPO団体が地域における子どもの居場所づくりとして実施している「地域子ども食堂」及び「移動型プレーパーク」の運営費の一部を補助することで、子育て世代が住みやすいまちづくりの一助とするもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 なし 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成30年12月 総合計画実施計画策定（平成31年度～平成33年度） 子どもの居場所づくり支援事業</p>
⑤ 主な内容
<p>1 地域子ども食堂支援事業補助金 【内容】 地域子ども食堂を開設、運営する団体に対し、食材費・消耗品費等事業に要する経費の一部を補助するもの。 【補助対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市内で地域子ども食堂を開設、運営するものであること。 ・子どもに、無料又は低額で食事を提供すること。ただし、利用者から食材等の実費相当額を徴収することはできるものとする。 ・概ね月1回以上定期的に開催し、1回当たりの実施時間を概ね2時間以上とすること。 ・1回あたり10名以上の子どもの参加が見込めること。 ・子どもの様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること。 ・宗教活動又は政治活動並びに営利を目的とするものではないこと。 ・地域子ども食堂の開設及び運営に関し、同じ経費に対して、本補助金以外の他の補助金または交付金を受けていないこと。 【補助対象団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は市内に主たる活動拠点を有する非営利団体等であり、1年以上継続して子ども食堂を運営する意志及び能力を持つと認められること。 ・団体規則、会則その他組織の運営に関する事項を定めたものがあること。 ・事業において、明朗な会計・経理を実施、報告できる団体であること等 【補助額】 食材費・消耗品費等補助対象経費から寄附金及び補助対象者が当該食事の代金として徴収した額を控除した額の1/2以内とする。</p>

- (1) 開設経費 1 団体につき 年上限 5 万円以内（百円未満は切り捨て）
 ※開設経費は、申請した年度に事業を開始する場合のみ助成するものとし、事業開始年度においては運営経費と両方を申請することができる。
- (2) 運営経費 1 団体につき 年上限 5 万円以内（百円未満は切り捨て）

2 移動型プレーパーク支援事業補助金

【内容】

移動型プレーパークを開催し、運営する団体に、プレーワーカー活動費、消耗品費等事業に要する経費の一部を補助するもの。

※プレーパークとは、プレーワーカーが見守る中、子どもの自己責任を前提とした公園等における自由な遊びを実現する遊び場のこと。移動型プレーパークとは、常設のプレーパーク以外の公園等の場所において開催するプレーパーク活動をいう。

【補助対象事業】

- ・市内の公園等において移動型プレーパークを年 10 回以上開催し、次年度以降も継続して開催していく予定があること。また、開催にあたっては、プレーワーカーを 2 名以上配置すること。
- ・1 回の開催時間は 1 時間 30 分以上とすること。また、1 回当たりの子どもの参加人数が概ね 10 名以上であること。
- ・子どもの様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること。
- ・営利を目的とするものではないこと。ただし、利用者から食材料等の実費相当額を徴収することはできるものとする。
- ・移動型プレーパークの運営に関し、同じ経費に対して、本補助金以外の他の補助金または交付金を受けていないこと。

【補助対象団体】

- ・市内においてプレーパークを開催し、継続的に運営する任意団体または非営利団体等
- ・定款、会則等を備えていること。
- ・補助事業について、明朗な会計・経理を実施、報告できる団体であること等

【補助額】

算定基準に基づき算定した補助対象経費について、年間開催回数に 1 万円を乗じた金額以内とし、年間の上限を 20 万円とする。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

地域子ども食堂、移動型プレーパークを通じて、子どもたちが安心して過ごせる居場所がつけられ、子どもを見守る環境整備が促進される。

【市財政への負担】

平成 31 年度当初予算額（一般財源）

- 1 地域子ども食堂支援補助金 650 千円（想定 10 団体）
- 2 移動型プレーパーク支援補助金 600 千円（想定 3 団体）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- 1 地域子ども食堂支援補助金：県内では、仙台市、塩竈市、大河原町、柴田町で実施済
- 2 移動型プレーパーク支援事業補助金：全国では、町田市、米原市等で実施済

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成 31 年 2 月 市議会第 1 回定例会に関連予算を提案
 3 月末 地域子ども食堂支援補助金交付要綱制定（平成 31 年 4 月 1 日施行）
 移動型プレーパーク支援補助金交付要綱制定（平成 31 年 4 月 1 日施行）
 4 月～ 補助金の申請受付開始
 市ホームページ及び市報により周知

⑨ その他

（参考）

市内で定期的に子ども食堂を開催している団体等 6 団体
 市内で定期的に移動型プレーパークを開催している団体等 3 団体